

案件

令和4年度における 新型コロナウイルス感染症への対応等について

市立ひらかた病院
総務課
経営企画課
医事課

1. 政策等の背景・目的及び効果

今年度においても、新型コロナウイルス感染症に対し、本院は公立病院かつ第二種感染症指定医療機関として、増加する感染症患者に適切な医療を提供すべく取り組んできたところです。

今後の感染拡大に関し、今なお予断を許さない状況が続いていますが、かつてない規模と速度で感染が拡大した第7波をはじめとする令和4年（2022年）度における本院の取り組みについて報告するものです。

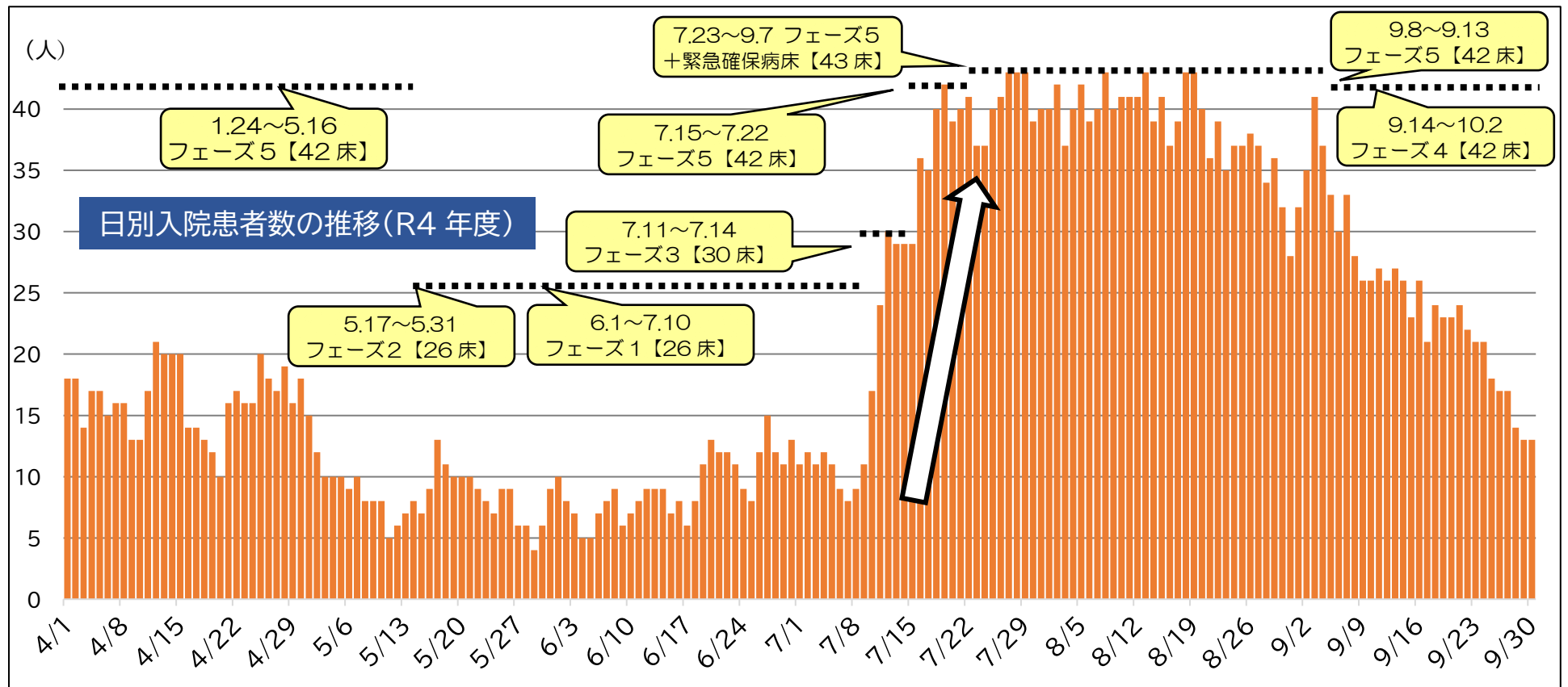
また、こうした困難な状況下において、市民の命を守るべく対応してきた本院の医療現場で従事する職員に対して、勤務の特殊性に鑑み、病床確保料の一部を活用して手当を支給するものです。

2. 内容

(1) 令和4年(2022年)度における新型コロナウイルス感染症への対応状況について

7. 感染患者の受入れ状況

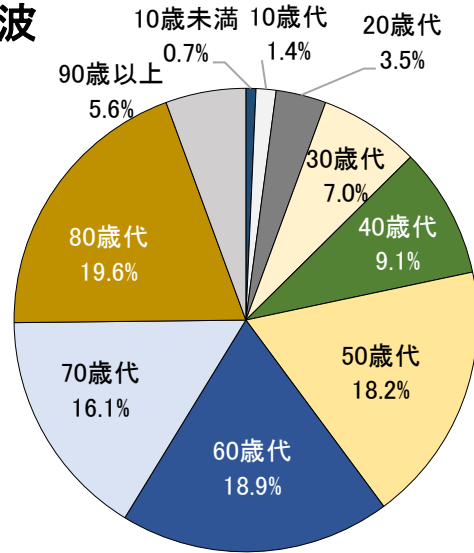
① 入院患者の状況



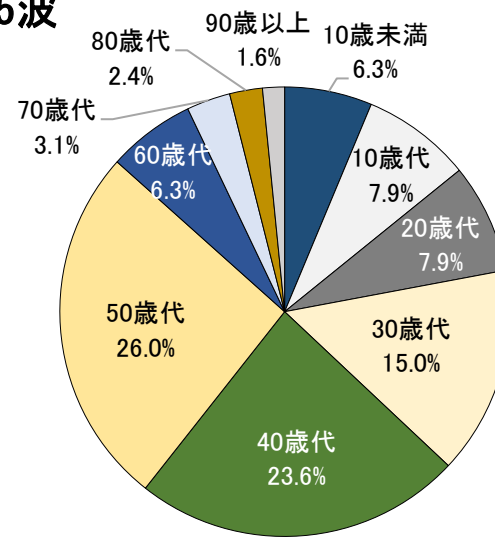
第7波の特徴①：わずか4日間でフェーズ3からフェーズ5に、そこから8日後には緊急確保病床の使用を要請されるなど、かつてない速度で感染が急拡大した。

入院患者の年齢層比較(感染拡大期別)

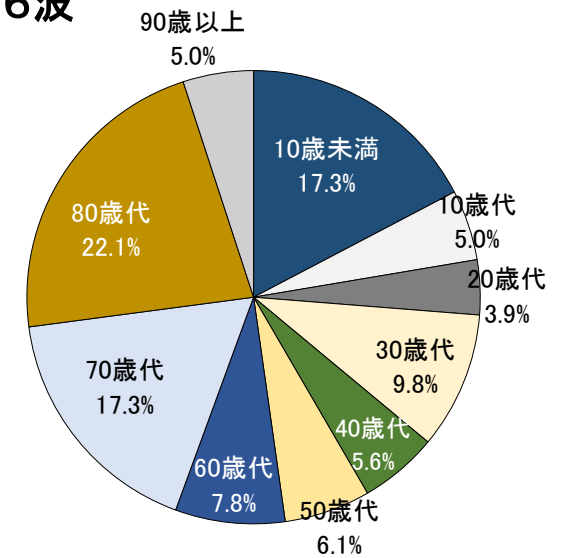
第4波



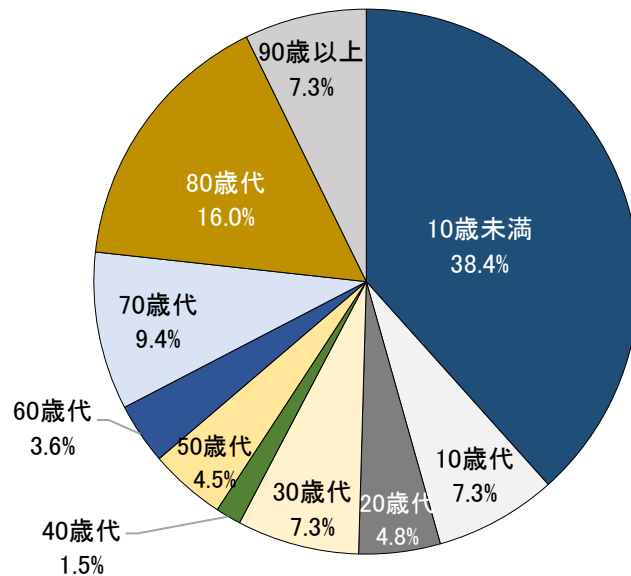
第5波



第6波



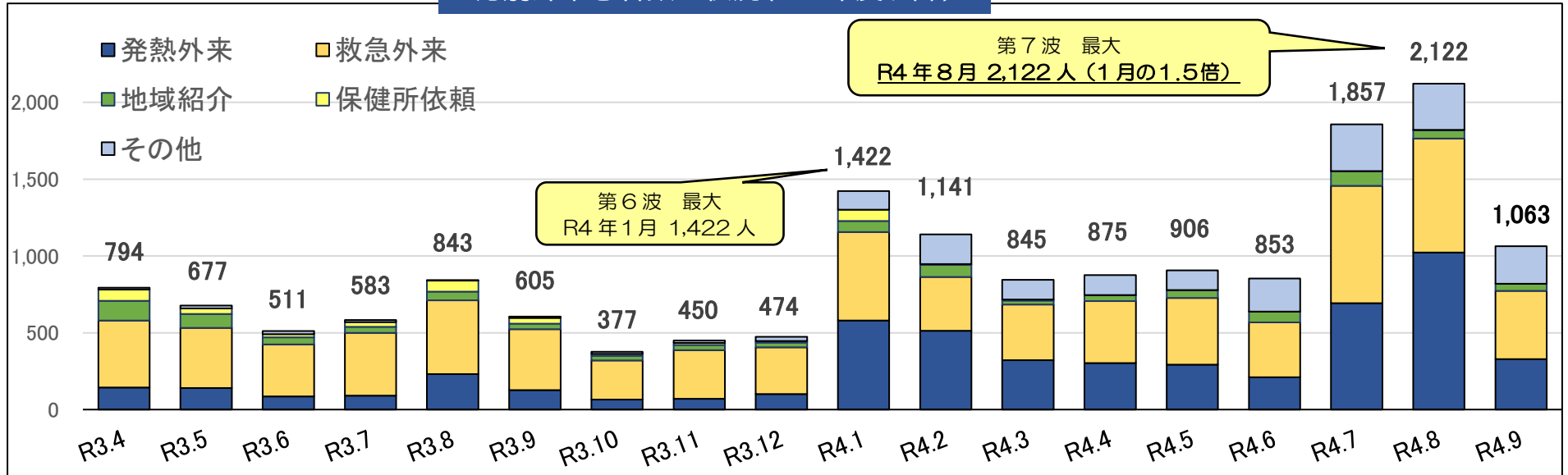
第7波



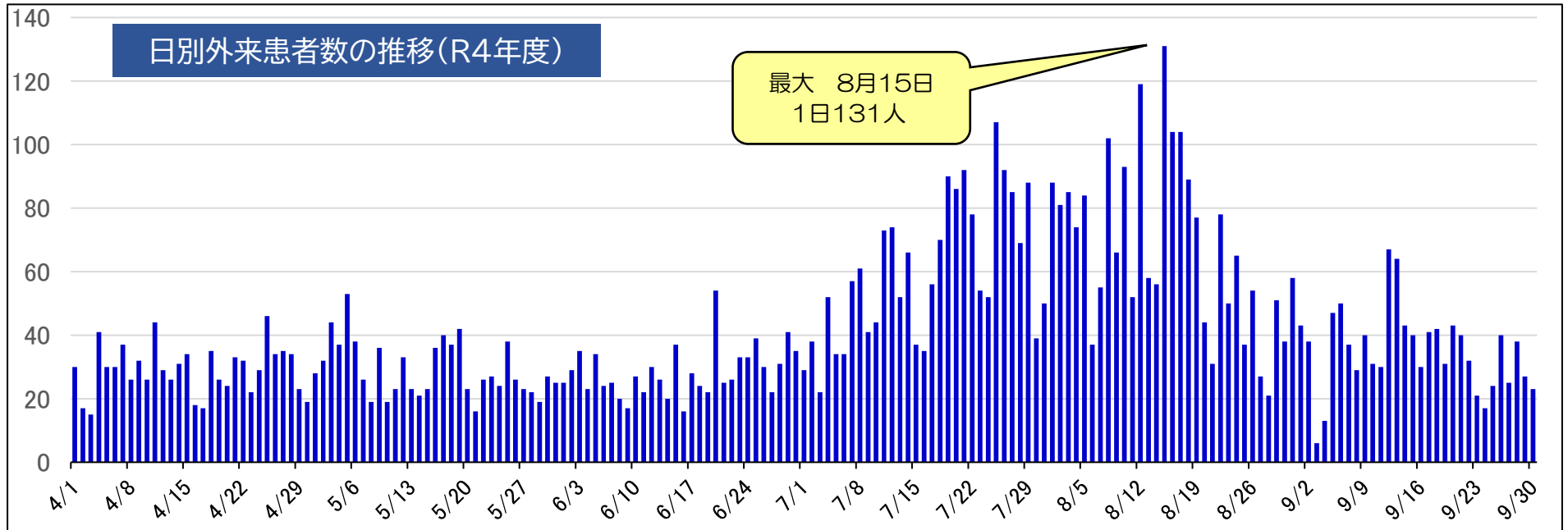
第7波の特徴②：第7波では小児の感染増に加え、地域における小児の受け入れ病床が少ないこともあり、小児患者の割合が増加。高齢者と合わせ、本院の役割として2極化が進んだ。

② 外来患者の状況

月別外来患者数の状況(R3年度以降)



日別外来患者数の推移(R4年度)



第7波の特徴③：外来は今回の第7波が最も厳しい状況。第6波のピークであった本年1月との比較でも、7月にはそれを上回り、8月は約1.5倍の患者さんが受診。特に、8月15日をピークとするお盆前後は、他の医療機関が休診されていた影響もあり、最大で3時間を超える待ち時間が発生することとなったため、急遽、診察室を増加させるなどして対応にあたった。

第7波の特徴④：第7波は非常に感染力が強かったことから、職員の感染が相次いだ。また小児の感染が多いこともあり、子どもさんからの感染や、感染しなくても濃厚接触となったことで勤務できない職員が多数いたため、特に看護師などで慢性的な欠員状態のため日々の勤務配置に苦慮することとなった。

イ. 本院の対応について

① 大阪府の要請を踏まえ今年度に行った対応

緊急避難病床の確保	病床逼迫時に、大阪府から要請があった場合、一定期間に限って特別に確保しなければならない病床で、本院は1床を確保。運用日：令和4年（2022年）7月23日～9月5日
高齢者リハビリ・ケア病床の確保	要介護患者の受入れ促進や入院期間の短縮化のため、感染症病棟に専門職を配置し、入院初期からのリハビリ対応を実施。運用日：令和4年（2022年）7月8日～

自院患者コロナ陽性病床の確保	病院内の確保病床以外の病床において陽性者が発生した場合に対応する病床を備え、必要時に利用。 運用日：令和4年（2022年）7月23日～8月2日
----------------	--

② 補助金を活用した設備・機器の整備等

令和4年度大阪府新型コロナウイルス感染症外来診療（透析治療・周産期・小児医療）感染対策設備整備事業補助金	クリーンパーテーション3台	583千円
小児科・産婦人科外来にクリーンパーテーションを設置することで、感染防止対策に努めながら、より安全な診療体制の確保を図った。		
令和4年度大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保補助金	簡易陰圧装置 1台 クリーンパーテーション5台	3,558千円
周産期における新型コロナウイルス感染症患者受入れのための分娩室の整備。 ※補助金以外でも、分娩監視システムの整備を行った。		
令和4年度大阪府新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金	簡易診察室(コンテナ)賃借料等	3,096千円
前年度に引き続き発熱外来用の簡易診察室を設置。		

(2) 新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当の支給について

ア. 趣旨

かつてない規模で感染が拡大した第7波への対応など、医療現場の最前線で勤務する本院の職員は、長期にわたり非常に強い緊張を強いられ、また今後においても出口が見えない中で大きな不安を持ちながらの対応が続いています。

こうした勤務が著しく特殊な状況下における困難な勤務であることに鑑み、病床確保料の一部を活用して本院の医療現場で従事する職員に対して特殊勤務手当を支給するものです。

イ. 支給内容

① 支給対象者

本院で勤務する職員（正職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員）のうち、主に医療現場において勤務する特定の職種¹の職員。

【対象職種】

医療職給料表の適用を受ける職員（医師・看護師等・医療技術員）、看護補助者（看護助手、外来看護補助、クラーク）、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー、リハビリ助手 等

② 支給額

一律5万円

③ 支給方法等

令和4年（2022年）12月1日に在籍する職員に支給する。

ただし、6月2日から12月1日までの間で、勤務実績が1月未満の職員については1/2の額とし、勤務実績がない職員については支給しない。

④ 支給総額 【概算値】

@50千円 × 629人 = 31,450千円

⑤ 財源

現在、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の一環として補助を受ける病床確保料については、一部を医療従事者の処遇改善を行うために用いることとされていることから、その一部を活用する。

ウ. 実施時期等

令和4年（2022年）12月1日施行、12月16日の月例給与支給時に支給

Ⅰ. 予算措置

令和4年（2022年）度12月補正予算に計上

3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標 8 安心して適切な医療が受けられるまち



4. 関係法令・条例等

健康保険法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

市立ひらかた病院職員の給与等に関する規程